

アメリカにおける組織犯罪と民事責任

論

——Civil RICO 法の理念と現実*——

説

田 上 富 信

はじめに

1. 近年どの国でも組織犯罪が増加し、その取り締まりのほか、組織の民事責任をどうするかが問われている。賭博、恐喝、収賄、誘拐、売買春、わいせつ物販売、ヤミ金融、「振り込め」詐欺等が組織的に行われ、その収益は莫大なものになりつつある。これらの組織犯罪は、「悪い奴ほどよく眠る」の言葉とおり、伝統的な刑事責任では組織の末端にいる実行犯だけが処罰され、組織の幹部は刑罰を免れることが多い。また、被害者が民事の損害賠償を求めても、実行犯には賠償能力が欠け、他方、幹部については、実行犯と共同不法行為が成立する場合は限られているから、甘い汁を吸いながら責任を免れがちである。そこで、組織のメンバーを丸ごと処罰の対象にし、違法収益の没収のみならず、組織のトップを含む上層部に損害賠償責任を課すことが、この種の組織を壊滅させ、かつ被害者の救済に資する有力な手段となる。

アメリカでは、1970年代になって、それまで組織犯罪の増加と合法企

* 本稿は、2003（平成15）年3月11日に大阪弁護士会の民暴委員会で報告した原稿を基にしている。その後かなりの時間をかけて加筆修正を施したため公表が遅れたことを同委員会のメンバー諸氏に対してお詫び申し上げます。

業への浸食に手を焼いていた政府は、組織犯罪撲滅の特効薬として、いわゆる RICO 法（The Law of Racketeer Influenced and Corrupt Organization の略）を、連邦法として制定した。この法律は、組織犯罪グループに対して、刑事責任のみならず、その犯罪被害者にも民事責任追及の道を開いている点に特徴を見いだすことができる。すなわち、民事責任は Civil RICO と呼ばれ、犯罪グループが「エンタープライズ」として認定されれば、当該組織のみならず、組織を構成するメンバー個人に対しても 3 倍額の損害賠償責任を連帯して負わせるというものである。これは、組織犯罪グループにとっては脅威となって、犯罪の抑止効果も期待できるように思われた。

確かに、RICO 法が制定された当初は、組織犯罪グループに対してこの法律が適用され、それなりの成果を挙げてきた。しかしながら、この法律は他面で大きな副作用も生んでいる。それは、合法企業に対しても、RICO 法が適用されることである。すなわち、合法企業の組織内部において、一部の幹部ないし被用者グループが組織犯罪を行うことによって、企業自体が没収及び追徴を伴う刑事責任を負い、さらには 3 倍額の賠償責任が課せられるという事例が生じてきている。実際、今日のアメリカでは、この法律が組織犯罪を超えてビジネス犯罪やホワイトカラー犯罪にも適用されていることから、合法企業にとって自己の存立を脅かされる脅威となっている。

2. わが国でも、近年、暴力団等の犯罪組織が既存の実績のある企業に対して株の買い占めや組織の息のかかった専門家を送り込むなどの方法によって食い込み、あげくはその企業を乗っ取ってしまったり、あるいは倒産寸前ないし倒産した企業に乗り込んでそれを支配してしまう事例も起きてきている。⁽¹⁾ また、暴力団が同和団体や右翼団体を標榜し、あるいは労働

(1) 暴力団の合法企業への浸透については、例えば、田中清隆「フロント企業の実態と手口」日弁連民事介入暴力対策委員会編『民暴対策論の新たな 26(319) 法と政治 58 巻 1 号 (2007 年 4 月)

組合の幹部と結託したりして、行政や企業を食い物にする事態も生じてきている。⁽²⁾さらには、外国の犯罪組織とわが国の暴力団が提携して日本の市場で不当な収益を挙げていることも報告されている。⁽³⁾

このような動向からすると、わが国でも RICO 法をモデルにして被害者に対する民事救済を導入しようとする動きが出ることは自然の勢いである。⁽⁴⁾しかし、それはまた同時に立法のあり方如何によっては合法企業にとっても脅威となり実害を生む温床となりうる側面を有している。そこで、アメリカの RICO 法、とりわけ民事責任を規定する制度及びその現状を見据えておくことは、今後のわが国の組織犯罪に対する対応のあり方にとって意義のある作業のように思われる。このような目的から、以下、本稿では、アメリカにおける判例の動きを中心として RICO 法に基づく民事責任の運用実態を概観してみることにする。

な展開』71頁（きんざい、2000年）を参照。

- (2) 「えせ右翼」「えせ同和団体」の実態とその対策については、上掲『民暴対策論の新たな展開』に所収の坂本隆論文（121頁）、内川昭司論文（147頁）を参照。
- (3) 組織犯罪の日本市場への浸透状況については、読売新聞社会部治安取材班『組織犯罪』（中公新社、2004年）が詳しい。
- (4) すでに、実務家の側から RICO 法の3倍額賠償やドイツの附帯私訴の制度を踏まえて、わが国でも組織犯罪処罰法において被害者に対する民事賠償制度を創設すべきであるという提言も出始めている。浅田敏一「改正暴対法に定める使用者責任法理と問題点」危機管理研究会編『危機管理の法理と実務』96（108）頁（きんざい、2005年）参照。また、犯罪組織の破産に関して、被害者救済の視点から、オウム真理教事件に特化して制定された破産特別措置法（平成11年法律第148号）の類推適用を示唆する見解も出されている。佐藤鉄男「犯罪被害者の救済と破産手続」渡部保夫先生古希記念『誤判救済と刑事司法の課題』639頁（日本評論社、2000年）参照。

A. Civil RICO 法の沿革と構造

I. 沿革

1. 組織犯罪に対する戦いの開始

1970年10月15日、ときの大統領ニクソン (Nixon, Richard M.) は、議会が採択した一連の法案「組織犯罪規制法 Organized Crime Control Act=OCCA」に署名をした。ニクソンは、この法律の狙いを「組織犯罪に対する全面戦争の開始 launch a total war against organized crime」と位置づけた。すなわち、この法律は、連邦法の執行機関に組織犯罪との戦争に勝つための「法的な武器 legal tool」を与えるものであることを強調し⁽⁵⁾た。当時のアメリカは、マフィア等の犯罪組織が麻薬・賭博・売春などによって挙げた不法収益を合法的な企業に投資して企業を乗っ取り、あるいは労働組合に浸食して巨大な収益を上げるなど、アメリカ社会に大きな害悪を与えていたことが背景にある。

RICO 法は、OCCA 第9編として連邦法典に編入され、18編96章1961条から1968条から構成されている。内容は、大別して、組織犯罪に対する刑事罰 (Criminal RICO と呼ばれる) のみならず、民事責任 (Civil RICO と呼ばれる) 及び両者の訴訟手続規定から構成されている⁽⁶⁾。法案に示され

(5) Public Papers of the Presidents of the United States: Richard Nixon 846. 本文の引用は Abram, Douglas E., The Law of Civil RICO, Little, Brown 1991 p. 2 による。

(6) わが国での RICO 法の邦訳及び紹介は、大阪弁護士会民事介入暴力及び非弁護士活動対策委員会研究グループ「米国組織犯罪規制法 (RICO 法) について」金融法務事情1286号18頁以下 (1991年) がある。そのほか、RICO 法の全般的な紹介論文としては、飯柴政次/千野啓太郎「アメリカにおける組織犯罪対策法制」ジュリスト960号47頁 (1990年)、テランス・G. リード/佐伯仁志訳「アメリカにおける RICO 法、マネーロンダリング法、没収法」ジュリスト970号52頁 (1990年)、佐伯仁志「アメリカ合

た立法目的は、「組織犯罪に従事する者が行う不法な活動に対して有効な制裁を科し、被害者に対して新しい救済を用意することによって、合衆国における組織犯罪の根絶をはかること」あるいは「組織犯罪と違法行為（ラケッテアリング）が各州間取引を行っている合法的な組織にはびこるのを排除すること」にあるとされている。⁽⁷⁾

RICO法の規制の仕方は、団体規制ではなく、行為規制である。団体規制、すなわち、ある組織を犯罪組織と認定して処罰するやり方は、憲法問題が絡む上、何が犯罪組織であるかを定義するのは立法技術上非常に困難である。これに対して、行為規制だと、どのような行為をすれば犯罪となるかを列挙すればよいから、立法化がしやすい。そのような理由から、団体規制は見送られて行為規制がとられたわけであるが、しかしながら、そのことが合法ビジネスに対するRICO法適用の道を開くことになり、この法律のマイナス側面として機能する元凶ともなっているのは皮肉である。

このように、RICO法の下では合法的な企業といえども同法に違反する行為を行えば刑事責任のみならず民事責任が課せられることになるから、合法企業に対するRICO法の適用は立法当初から予定されていたということが出来る。

衆国 RICO 法について」商事法務1221号9頁・1222号33頁（1990年）、リ
ンダ B. ラクディーア／松木和道訳「民事・刑事で活用される米国の暴力
団対策法」NBL 545号8頁（1994年）がある。Civil RICO については、田
村泰俊「組織・企業犯罪と政府・私人提起の非刑事の訴訟とその利用」法
学新報105巻1号25頁以下（1998年）がある。

(7) Abrams, op.cit. p. 4 が引用する OCCA of 1970, Pub. L. No. 91-452,
Statement of Findings and Purpose, 84 stat. 922-923 (1970); S. Rep. No. 617,
91st Sess. 76 (1969) を参照。

2. Civil RICO 訴訟の激増とその要因

RICO 法1964条は、私人が組織体及びその構成員に対して民事責任を訴求することができることを定めている。立法がなされた当初においては、マスコミ等の関心は専ら刑事責任に集中し、民事責任に対しては殆ど注意が払われなかった⁽⁸⁾。しかし、その後、とくに1980年代の始めから民事責任を追及する訴訟が増加するにつれて、今日のアメリカでは「民事 RICO 訴訟の爆発 Explosion of Civil RICO Litigation」と呼ばれる現象が生じており、巷間で RICO 法といえば Civil RICO 訴訟を連想するとまでいわれるようになってきている⁽⁹⁾。

Civil RICO 訴訟が激増した要因は何だろうか。それについては、次の点があげられる。

第1は、原告適格が、連邦政府のみならず、一般の私人（企業を含む）にも与えられていることである⁽¹⁰⁾。原告が一般私人である場合、民事訴訟で

(8) 刑事罰は、20年を超えない懲役刑もしくは終身刑が科せられ、さらに、犯罪収益の没収、裁判所による犯罪収益移転の禁止命令（有罪が確定する前）である。8 U.S.C. §§ 1963 (1994) 参照。

なお、マフィア等による古典的組織犯罪に対する RICO 法上の責任追及は、近時でもなされている。例えば、1994年から1997年にかけて、テキサス州のサン・アントニオ市に拠点をおくメキシコ・マフィア (Mexikanemi or La eme) が関与する抗争や殺人事件が起きており、それについての RICO 法上の刑事責任の追及がなされている。これら一連の事件及び訴訟の概要については、Mastin, Yvette M.; RICO Conspiracy: Dismantles the Mexican Mafia & Disables Procedural Due Process, 27 William Mitchell L. Rev. 2295 (2001) 及びそこで引用されている諸判例を参照。

(9) Abrams, op.cit., p. 11.; Batista, Paul A.; Civil RICO Practice Manual, 2d.ed. John Wiley & Sons, INC. 1997 p. 3. なお、この問題に関するわが国での紹介は、早川武夫「猛威をふるう民事 RICO 訴訟」法学セミナー57巻8号106頁（1985年）がある。

(10) 連邦政府（訴追は、司法長官 Attorney General の名で行う）は、1964 30(315) 法と政治 58巻1号（2007年4月）

勝訴すれば3倍額の損害賠償と弁護士報酬を含む諸費用が被告側から取れる。これは、訴訟を引き受ける原告側弁護士にとっても魅力であるから、相談を受けた弁護士が積極的にRICO法に基づく訴訟提起を勧めることに繋がり、訴訟増加の原因ともなっている。

第2は、この法律が定める責任主体及び違法行為が広範囲に及ぶことである。責任主体である「エンタープライズ」は合法的な団体も含み、違法行為の類型である「ラケッティア活動」もRICO法で列挙されている犯罪が網羅的であり、しかも、訴追可能な違法行為を立証すれば足りるという具合に非常に利用しやすい構造となっている。これは、先に述べたとおり、この法律に基づく処罰の仕方が、団体規制ではなく行為規制であることに起因する。この行為規制の性格から、RICO法は組織犯罪のみならず合法的な事業活動にも適用されることに繋がる。現に、Civil RICO法に違反したとして被告とされた者は、団体としては、銀行、弁護士事務所、会計事務所、保険会社、医療機関等多岐にわたり、ときとして個人も被告とされることがある。

第3は、裁判管轄の問題である。RICO法は連邦法であるから、本来ならば州際間の取引活動に適用され、当事者が同一の州に居住している場合は適用されないはずである。しかし、RICO法は、同一の州に居住する場合でも郵便詐欺や電信詐欺を理由として連邦裁判所に訴えを提起できる。また、連邦裁判所の方が証拠開示手続きが容易であること、訴訟の進行速度が速いことが連邦裁判所をより利用させる要因となっている⁽¹¹⁾。さらに、連邦裁判所に係属した事件でも、州裁判所を通して他方当事者の召還や証

条(a)に基づき、被告に対し、犯罪収益の吐き出し、将来の活動の制限、エンタープライズの解散もしくは組織替えを求めることができる。

(11) この点の指摘は、リンダB.ラクディーア論文(前出注(6)NBL 545号11頁)でなされている。

人の出頭の執行ができることになっていることも連邦裁判所の利用を容易にさせる要因となっている。⁽¹²⁾

II. 構造

1. 被害法益——業務 (Business) または財産 (Property)

RICO 法1964条 (c) は、「いかなる者も、第1962条違反を理由として業務または財産に損害を被った場合、適当な連邦地方裁判所に提訴でき、かつ、被った損害の3倍額及び相当な弁護士報酬を含む訴訟費用の賠償を請求できる」と定める。

まず、原告となりうる者は、個人はもとより、アメリカ国内外の法人、組合、政府機関、労働組合、教会、大学、外国政府など⁽¹³⁾おおよそ権利主体となりうる者全てを含む。

被害法益は業務または財産上の損害（契約上の権利、企業秘密やトレードシークレットといった無体財産権を含む）に限定され、生命や身体の損害は含まれない。慰謝料や人身損害から生じる経済的損害（逸失利益、扶養利益等）も除外される。生命や身体等に生じた損害は、コモン・ロー上の一般的救済に委ねられる。

(12) RICO 法1965条は、被告の住所地、現在地、代理人所在地または業務所在地のいずれの区域に対応する連邦地方裁判所に訴えを提起できると定め、他方当事者の召還や証人の出頭も合衆国のどの区域の裁判所においても執行できることを定める。なお、州によってはRICO法を独自に定めているところもある（Little RICO法と呼ばれる）。Little RICO法は主に麻薬犯罪を取り締まる点に力点が置かれ、連邦法であるRICO法よりも適用範囲が狭い。Little RICO法の概要は、Abrams, op.cit., pp. 411-526に紹介がある。

(13) 例えば、ハワイに亡命した元大統領マルコスに対してフィリピン政府が起こした訴訟がある（Republic of Philippines v. Marcos, 818 F.2d. 1473 (9th Cir. 1987)）。この訴訟については、後掲注(20)参照。

違法行為の類型は1962条が定めるが（後述のラケッティア活動及び違法な債権の収集参照）、それと相当因果関係（近因 proximate cause）があることが要求される。⁽¹⁴⁾ 因果関係の存在は、原告が証明責任を負う。

(14) 因果関係が争いになった判例として、例えば、次がある。

内部告発事件——Nodine v. Textron, Inc. 819 F.2d 347 (1st Cir. 1987). 被告会社は継続してカナダに輸出品の価格を過小評価して船積みし関税をごまかしていた。被告会社に雇用されていた原告は、この不正行為を発見し会社の法務部門にそのことを告げたところ、被告会社から解雇された。原告は、会社の不正行為と解雇による損害との間には因果関係があるとして RICO 法に基づく3倍額賠償を訴求した。裁判所は、原告の損害は解雇によるものであり、被告会社の不正行為（それ自体は RICO 法違反の行為であるが）から直接何の損害も受けていないとして、請求を棄却。なお、類似の事案として、Hecht v. Commerce Clearing House, 897 F.2d 21, 5 IER Cases 78 (2d Cir. 1990) がある（被告会社の詐欺行為を告発して解雇されたセールマンの訴えを、裁判所は詐欺行為と解雇による損害とは因果関係がないとする）。

分譲地事件——Terre Du Lac Association, Inc. v. Terre Lac, Inc. 772 F.2d 467 (8th Cir. 1985). 被告はゴルフ場などのレジャー用地を開発し販売する会社、原告は分譲地を買い受けた土地所有者たちの組合（association）である。原告組合は、被告会社が分譲地道路の舗装や上下水道を完備する等の協定を破り、これらを工事を行わなかったのは通信詐欺（mail fraud）に当たるとして損害賠償を訴求。被告は、組合を構成する土地所有者に対して直接損害を与えておらず、そもそも原告組合は RICO 法上の原告適格を有しないと争った。裁判所は、組合を構成する個々の地主たちにたとえ損害が発生していなくても、組合は個々の土地所有者に対して被告がしない道路補修等を法的に肩代わりしなければならないから、その限度で組合には直接損害が生じており、原告適格はあると判示。

株の市場操作事件——Holmes v. Securities Investor Protection Corporation., 503 U.S. 258, 112 S.Ct. 1311 (1992). 原告は、証券詐欺により財産上の被害を被ったメンバーに対して損失補償をするために設立された会社である。被告は、株の市場操作によりディラー2社を倒産に追い込んだグループ会社である。判決は、RICO 法に基づく因果関係は「関係の直接性 directness of relationship」を要求するとして、本件では倒産に追い込まれ

実損害 (actual damage) の存在及びそれと加害行為との間に相当因果関係があることが原告によって証明された場合、裁判所は、被告に対して実損害の3倍額の賠償 (treble damages) を命じなければならない。これには裁判所の裁量権はない (増減はできない)。3倍額の賠償は懲罰的性格を有するから、重ねてコモン・ロー上の懲罰的損害賠償 (punitive damage) を求めることはできない⁽¹⁵⁾。なお、RICO法に違反する行為について複数の加害者が関与する場合、各行為者は被害者に対しては3倍額賠償について連帯責任 (joint liability) を負うことになる⁽¹⁶⁾。

弁護士報酬 (attorneys' fee awards) は、制定法あるいは特約で定められていない限り、相手方から賠償を得ることができないというのがアメリカ民事訴訟上の一般的ルールである。しかし、RICO法は1964条(c)でこれに例外を設けている。ただし、弁護士報酬は3倍額賠償が認容されたことを前提とし、かつ、その額は「相当な reasonable」範囲に限定される⁽¹⁷⁾。

た2社の顧客の損失は原告によって未だ補償がなされていないから因果関係は認められないとして、請求を棄却。

(15) 差止による救済 (injunctive relief) も認められないとするのが、判例の立場。この点については、Abrams, op.cit., p. 158 及び同所 note 29 に引用されている諸判例を参照。

(16) 不法行為者相互間では、負担部分 (contribution) を超える額についての求償あるいは全額求償 (indemnity) は認められるだろうか。訴訟ではRICO法違反で被告とされた者が他の共同不法行為者を自己の訴訟に引き込み求償権を行使する事例がまま見受けられる。大方の判例は、3倍額賠償の狙いが不法行為者に対する制裁と一般予防にあるのであるから不法行為者に利益を与える余地はないとして、求償権の行使を否定する (例えば、Seminole Electric Cooperative v. Tanner, 635 F. Supp. 582 (1986))。判例の動向については、Abrams, op. cit., p. 162 以下参照。

(17) 訴訟上の和解 (arbitration) によりRICO訴訟が終結した場合にも、弁護士報酬の賠償は認められる (Shearson/American Express, Inc. v. McMahon, 482 U.S. 220 (1987))。なお、Abrams, op.cit., p. 170 を参照。

2. 責任主体——個人 (Person) 及びエンタープライズ (Enterprise)

潜在的な責任主体，すなわち被告とされる可能性のある相手は，個人及びエンタープライズである。1961条（4）は，エンタープライズを定義して「個人，組合，会社，社団又はその他の法的存在及び法的存在ではないが事実上結合した個人の団体又は集団を含む」としている。ここでいう団体ないし集団は，規模の大小，合法的な組織か否か，また，法人であるか否かを問わない。⁽¹⁸⁾ 裁判所，警察署，議会，政党，国内外法人，組合，労働組合，財産保全管理人，教会，大学といった大きな組織体はもちろん，⁽²⁰⁾

(18) 犯罪組織が含まれるのは当然である。判例として，United States v. Turkette, 452 U.S. 576, 583 (1981) がある。これは，RICO 法に基づく刑事罰が科せられた犯罪グループ（麻薬取引，放火，保険詐欺，警察官への贈賄等を目的として事実上結合した集団）が Civil RICO 法上の被告にもされたという事案である。原審が「エンタープライズ」は適法な (legitimate) 事業活動をいい，違法な (illegitimate) 事業活動は含まれないとしたのに対し，連邦最高裁は，立法の経緯及び条文の文言からも，後者も含まれると判示して原判決を破棄する。

(19) 被告が法人か個人かが争われた事例として，Cedric Kushner Promotions, Ltd., v. Don King, 533 U.S. 158 (2001) がある。被告はボクシングジムを経営し（会社組織），ジムのオーナー（一人株主）であると同時に代表者であった。原告が被告個人に対しても RICO 法上の民事責任を求めたところ，被告はジムの事業活動に関連してラケッティア活動を行ったのであるから責任を負うのはジムであって個人ではないと抗弁した。判決は，事業活動の如何を問わず個人としての被告の責任を認める。

(20) 政府や州等の公的機関はもちろん被告適格を有するが，現実に責任を負わされることはまずないといってよい。例えば，テネシー州の知事オフィスにおいて複数のメンバーが汚職に関わった事案において，知事オフィスがエンタープライズに該当することがあるにしても，テネシー州自体は責任を負わないとする判例がある（United States v. Thompson, 685 F.2d 993, 994 (6th Cir. 1982)）。判例の中には，州等の公的機関に3倍額の賠償を認めると実質的に納税者の負担となることから，公的機関は被告適格を有しないとするものがある（Massey v. City of Okla, 643 F. Supp. 81 (1986)）。

小さな個人の結合体とみられるグループもこれに該当する。エンタープライズと目される団体ないし集団は、犯罪組織との結びつきは要求されない。しかし、判例によれば、組織は、共通あるいは部分的な目的を有し、かつ、ある程度の継続性及び自律性が認められなければならないとされている。⁽²¹⁾

エンタープライズには団体ないし集団を構成する個人も含まれることは文言上明かである。通常は、団体ないし集団と並んで、違法行為に関与した個人も共同被告とされる。注目されるのは、個人だけが被告とされる稀なケースも存在することである。例えば、弁護士⁽²²⁾、元市長⁽²³⁾が被告とされた

また、元国家元首に対しては、国家免責あるいは政治問題として RICO 法の適用がないとした判例がある (Republic of Philippines v. Marcos, 818 F.2d. 1473 (9th Cir. 1987))。これは、フィリピン政府がハワイに亡命したマルコス元大統領に対して財物の返還と海外資産の凍結を求めたものである。裁判所は、マルコスとその妻・親族・企業が在職中に行った国家財産の横領は、大統領の権限行使として行った行為であり、フィリピンの主権行為としての側面を有し (act of state)、また、外国の政治問題 (political question) として、RICO 法の適用を否定する。

(21) 組織としての目的性・継続性・自立性を明示して要求する判例として、H. J., Inc. v. Northwestern Bell Tel. Co., 492 U.S. 229 (1989) がある。事案は、電話会社の幹部が公共事業委員会 (Minnesota Public Utility Commission=MPUC) のメンバーに継続的に賄賂攻勢を仕掛けて電話料金の率を不当につり上げさせて顧客に損害を与えたというもの。顧客が電話会社及び MPUC 等を被告として RICO 法に基づいて団体訴訟を提起している (差し止めと 3 倍額賠償を求める)。

(22) Doe v. Roe, 958 F. 2d 763, 765 (7th Cir. 1992)。原告は離婚訴訟の元依頼者であり、被告から弁護士報酬の代わりに肉体関係を強要されたと主張する女性である。裁判所は、性的サービスはパブリックポリシーに反し RICO 法で保護される財産的損害に当たらないとして、原告敗訴を言い渡した。

(23) West Va. v. Moore, 895 F. Supp. 864 (S.D.W.Va. 1995)。原告はウエスト・バージニア市。市が元市長は選挙期間中に石炭会社から公職選挙法に違反する違法な献金を受けたとして RICO に基づく損害賠償を請求した。

事例がそれである。

3. 禁止行為——三つの類型

RICO 法上禁止される行為は、次の三つの類型に分類される。

第1は、ラケッティア活動から挙げた違法収益を投資すること (investment of racketeering proceeds) である (1962条 (a))。この規定の立法趣旨は、マフィア等の犯罪組織がラケッティア活動によって挙げた違法収益 (例えば、ギャンブルや麻薬取引による収益) を合法企業に投資し、それによってその企業を組織の支配下におくこと禁止することにある。しかし、規定は、そこまで行かない投資活動そのもの (いわゆるマネーロンダリング) を禁止するという態度をとっている。

第2は、違法収益の獲得行為 (illegal acquisition of enterprise interest) である (1962条 (b))。規定の立法趣旨は、犯罪組織が合法的な企業を支配下に置く準備のためラケッティア活動によって収益を挙げることを禁止することにある。規定上は単に違法収益の獲得行為を禁止するという文言にとどまっているが、文言には現れていない解釈として、資金の獲得には違法収益であることの認識 (mens rea) ⁽²⁴⁾が必要であると解されている。

第3は、ラケッティア活動を通してエンタープライズとしての活動を行うこと (conducting of enterprise affairs through racketeering activity) である (1962条 (c))。これは、エンタープライズに「雇用されている者 persons employed by」あるいはエンタープライズと「提携する者 associated with」が事業に関連して違法な収益を挙げる行為を禁止するというものである。雇用されている者とは、文字通りエンタープライズと雇傭関係にある者である。これに対し、提携する者とは、外部からエンタープラ

判決は、損害の立証に成功していないとして市の請求を棄却。

(24) Abrams, op.cit., p. 209.

イズの活動をコンサルトする者であり、弁護士、会計士、銀行員などを指す（雇用されている者がインサイダーと呼ばれるのに対して、これらの者はアウトサイダーと呼ばれる）。判例によれば、アウトサイダーが責任を負う要件は、提携先企業の「活動もしくは経営に参加する participate in the operation or management」ことが必要とされている（後掲の判例 Reves 事件を参照）。なお、違法行為を行った者同士の間には「共謀 conspiracy」が認められる場合については別個に責任規定が置かれている（1962条⁽²⁵⁾（d））。

4. 「パターン Pattern」, 「ラケッティア活動 Racketeering Activity」,
「違法な債権の収集 Collection of an Unlawful Debt」

「パターン」とは、RICO 法施行日（1970年10月15日）以後、少なくとも二つ以上の行為が行われ、そのうちの一つが行われた後10年以内（ただし、拘禁期間を除く）に他の一つが行われることを意味する（1961条

(25) 共謀は、不法行為について共通の目的を持ち、かつ人的結びつきが強いことが要求される（タイヤチェーンと車輪 chain and wheel のごとき結びつきが必要とされる）。Batista, 前出注(9)p. 44; Abrams, op.cit., p. 246. なお、判例として、刑事事件ではあるが、Salinas v. United States, 522 U.S. 52 (1997) が注目される。テキサス州の郡保安官が受刑者から6千ドルの賄賂を受け取り、受刑者の妻及びガールフレンドと拘置所の中で立ち会い人なしで面会させた（訪問1回あたり更に千ドルを受け取る）。受刑者は合衆国から15ヶ月間収監の委託を受けた連邦法違反の受刑者である。この事件では、保安官補佐（deputy）である原告（Salinas）も、保安官が不在のときに受刑者に対して面会の便宜を図り、その見返りにペアウオッチなどを受け取っている。保安官及び原告は収賄罪等に問われ、有罪の評決が下りた。本件は、原告がRICO法1962条（d）の共謀の罪に問われたことを不服として争ったもの。裁判所は、原告は保安官の収賄計画を知っており、それをサポートすれば、たとえ保安官の個々の犯罪行為に関与していなくても共謀者と認定するのに十分であるとする。

(5))。二つ以上の行為が継続性をもち、かつ相互に関連性があることが要求される（後掲の判例 Sedima 事件参照）。時効は一般に最後の行為の時から4年と解されている⁽²⁶⁾。

「ラケッティア活動」は、1961条（1）のAからFまで規定されている。殺人・児童誘拐から取引上の詐欺に至るまで、連邦法および州法が規定する非常に広範な犯罪行為が網羅されている⁽²⁷⁾。列挙された犯罪行為はいずれも「処罰可能 chargeable」あるいは「起訴可能 indictable」であれば足り、有罪判決を受けたことは必要とされない。Civil RICO の訴えが最も多く提起されるのは、郵便もしくは電信機器を使った詐欺（mail or wire fraud）及び証券取引詐欺（sale security fraud）である。もっとも、証券取引詐欺は、1995年に1964条（c）が改正され、刑事裁判で有罪が確定しないと損害賠償請求訴訟は提起できないとされた⁽²⁸⁾。これは、証券取引詐欺を理由とする民事訴訟があまりにも多く提起され、濫訴の弊害があるのでこれを抑える狙いがあるとされている。

「違法な債権の収集」とは、第1に、連邦法もしくは州法に違反するギャンブルから発生した債権及び暴利を取り締まる連邦法もしくは州法に違

(26) RICO 法には、刑事及び民事とも時効に関する規定はおかれていない。しかし、刑事は5年（18 U.S.C. § 3242 (1988)）、民事は4年（Clayton Act の適用）と解されている。このことを明確にした判例として、Agency Holding Corp. v. Malley-Duff & Associates, Inc., 483 U.S. 143 (1987) がある（この判例については、楠元純一郎「民事 RICO 法上の請求訴訟と適切な出訴期限法」商事法務1335号43頁（1993年）を参照）。

(27) RICO 法が制定された後、議会はラケッティア活動の範囲を広げる努力をしている。1984年には猥褻物の取り扱い、無届けの国外取引を（The Comprehensive Crime Control Act）、1996年にはテロ及び移民犯罪を追加している（The Antiterrorism and Effective Death Penalty Act）。

(28) See, 1995 Securities Reform Act amended RICO § 1964 (c). Batista, 前出注(9)p. 16 note 2.

反する強制執行が許されない債権を取得すること、第2に、執行が許される利率の二倍を超える債権を取得すること、である(1961条(6))。暴利として強制執行が許されない債権は、刑事罰が科せられる利率のみならず、それよりも低い利率でも民事規定として強制執行が許されない場合を含む。⁽²⁹⁾

Ⅲ. 解釈上の問題——合法企業の帰責性

1. 問題の所在

合法的な存在として一般社会から容認されている企業が RICO 法上のエンタープライズとして責任を負わされるとすれば、企業構成員の1人ないし複数が行う違法行為(ラケッティア活動及び違法な債権の収集)に対してである。そのような違法行為を現実に行うのは自然人としての構成員であって、企業自体ではない。構成員の一人ないし複数が RICO 法上禁止されている違法行為を行った場合、当該構成員はエンタープライズとしての責任を負わされるのは条文上明かである(1961条(4))。しかし、それと企業自体の責任が発生するかは別問題である。

RICO 法上、民事責任を負う主体には制限がない。1961条(4)がエンタープライズとして責任を負う主体を「個人」と並んで「法人」及び「非法人 not a legal entity」を挙げているから、おおよそ組織体の実態を備えていれば法人であるか否かを問わず全て被告となりうることになる。そうになると、被告とされた組織体が「尊敬され、かつ合法的な『企業』respected and legitimate 'enterprises」である場合(後掲の判例 Sedima 事件の判旨参照)、構成員の違法行為に対して、そのような企業は、どのよ

(29) 判例としては、例えば、連邦銀行法に違反するローン利息について貸付銀行に対する原告の Civil RICO の訴えを認めた *Durante Bros. & Sons, Inc. v. Flushing Natl. Bank*, 755 F.2d 239 (2d Cir 1985) を参照。

うな理由で、かつ如何なる要件で責任を負わされるのかが問題となる。この点について RICO 法は何も規定していない。従って、問題の解決は解釈に委ねられているといえる。しかし解釈論としても、「個人」と「企業」の関係をどのように捉えるかは非常に難しい問題である。そこで、この問題について見解が多岐に分かれることになる。以下、代表的な学説及び判例の立場を素描してみる。

2. 学説⁽³⁰⁾

構成員の違法行為について合法的な企業が責任を負うとすれば、コモン・ロー上では代位責任 (vicarious liability) である。企業が構成員の違法行為を代位して RICO 法上の責任を負うとすれば、その企業は 3 倍額の賠償と弁護士報酬を含む諸費用を被害者に賠償しなければならないことになる。

①責任否定説

企業は、犯罪を目的とする組織でない限り、構成員の違法行為について RICO 法上の民事責任を負わないとする見解である。この見解は、合法企業は組織犯罪者の侵入を受けた被害者 (victim) であり、罪のない道具 (innocent tool) として利用されたにすぎないのであるから、3 倍額の賠償を負わせるべきではなく、従って Civil RICO の被告とされるべきではないとする。この見解に対する批判としては、第 1 に、必ずしも全ての企業が被害者でかつ道具であるとはいえない、第 2 に、コモン・ロー上でも、

(30) 以下学説は、Ginger, Laura; Using RICO to Reach into the Corporate Pocket: Vicarious Liability of the Business Entity Under the Racketeer Influenced and Corrupt Organizations Act, 93 Dick. L. Rev. 465 (1989) によっている。なお、Ginger が引用する各学説の出典は、煩瑣を避けるために省略したことをお断りしておく。

被用者の不法行為について企業は代位責任を負わされ、かつ懲罰的賠償も科せられるのであるから、それと区別して敢えて企業の RICO 法上の責任を否定する理由は乏しい、第 3 に、RICO 法の立法趣旨が合法企業へ組織犯罪が浸透するのを防ぐことにあり、裁判所及び議会も幅広く RICO 法の適用範囲を広げる努力をしているのであるから、犯罪を目的とする企業にターゲットを絞る必要はない、とされている⁽³¹⁾。

②一体説

この見解は、①と反対に、企業自体を1962条(c)に違反した「個人」として扱う立場である。実際に違反行為をしたのは企業ではなくしてその構成員であるにもかかわらず、構成員と企業自体とを区別することなく一体的に扱い、「企業は RICO 法に違反した『個人 person』であると同時に『その影響下にあるエンタープライズ affected enterprise』である」という構成をとるのである。構成員の違法行為イーコール企業の違法行為として捉える点に特徴がある。この見解に対する批判としては、第 1 に、企業にとって違法行為を行った者はあくまでも「他人」であり「別人格」である点を無視している、第 2 に、実務上、原告の訴えの請求原因においては、1962条(c)の「個人」と「企業」とは明確に区別されており、多くの裁判所もそれに従っている、第 3 に、構成員の犯罪行為が行われて企業が「被害者 victim」であっても、企業は RICO 法上の責任を免れないという不当な結果を生む、とされている⁽³²⁾。

(31) Ginger, op.cit., p. 471-472.

(32) Ginger, op.cit., p. 474 以下。なお、一体説をとる判例として、United States v. Hartly, 678 F.2d 961 (11th Cir 1982) がある（刑事事件判決。シーフード食品メーカー、副社長、プラントマネージャーの三者が1962条(c)違反の責任を一体として負うとされている）。

③代位責任説

企業は、その代理人 (agent) や被用者 (employee) の行為に対して伝統的な上級者責任 (respondeat superior) の法理に従い、代位的に (vicariously) に責任を負うとする見解である。もっとも、これには多くのバリエーションがあり、代表的な立場を挙げると、次のとおりである。まず、第1は、被用者の犯罪行為が企業の明白な授權 (apparent authority) の範囲内にある場合のみ、企業の責任が生じるとする立場である (授權範囲説)。第2は、被用者が部分的にでも使用者である企業の利益のために犯罪行為を行った場合にのみ (事業執行の範囲内であることを要する)、企業の責任が生じるとする立場である (使用者利益説)。これは、刑事罰 (Criminal RICO) での判例の準則を民事責任にも適用しようというものである。第3は、上級被用者の犯罪行為についてのみ、企業の責任が発生するという立場である (上級被用者限定説)⁽³³⁾。上級被用者の行為は企業自体の行為であるという考えが基礎にある。第4は、被用者が1962条 (a) 及び (b) に基づいて責任を負う場合にのみ、企業の責任が生じるとする立場である (違法収益の投資及び獲得限定説)。第5の立場として、被用者の違法行為が事業の執行の範囲内 (within the scope of his employment) であれば、上記学説のような制限を課すことなく企業に3倍額の賠償責任を負わせるべきであるとする立場も有力である⁽³⁴⁾。この立場の根底には、企業に制裁と

(33) 会社が責任を負う要件としては、上級被用者がラケッティア活動を実際に行ったか、あるいはラケッティア活動が行われているのを知っていたことが要求される。従って、上級被用者が下位の被用者の違法行為を全く知らない「善意の企業 innocent corporation」である場合には RICO 法上の責任を負わないことになる。

なお、上級被用者の範囲が問題となるが、会社の幹部を指すようである (その例として、Ginger, op.cit., at 491 は、high-level managerial corporate agents, top officers, directors を挙げている)。

して厳しい責任を課すことで企業が組織犯罪の浸透を防ぐ予防措置を一層強めるというインセンティブ効果を期待する狙いがある。

3. 判例の立場

判例は混乱し連邦最高裁は統一を放棄している。しかし、大ざっぱに言えば企業の責任を否定ないし何らかの形で制限する傾向にあるとあってよい。⁽³⁵⁾ 例えば、そもそもコンロー上の代位責任の法理は RICO 法上の責任には適用がないとする判例、⁽³⁶⁾ 上級被用者が違法行為を知っていたか、あるいは重大な過失 (recklessly indifferent) によって知らなかった場合にのみ企業の代位責任が発生するとする判例、⁽³⁷⁾ 企業が被用者のラケッティア活動によって直接間接に利益を得ていた場合に限るとする判例、⁽³⁸⁾ 企業は積極的

(34) Ginger, op.cit., p. 495-496 の見解。Ginger は、1964条 (c) の改正案として、次を提案する。

「(6) この節に基づくすべての訴訟において、この章の1961条 (3) が定義する者 (person) は、3 倍額賠償及び合理的な範囲内での弁護士報酬を含む訴訟費用を負担しなければならない。明白な授権に基づく代理人の行為あるいは被用者による事業の執行の範囲内の行為によって引き起こされた人身損害もしくは財産上の損害についても責任を負う。責任を負うべき個人は、この条項に基づく責任については、代理人もしくは被用者のラケッティア活動について、承諾、指示、命令、要求、許可をしていないという抗弁をすることはできない。」

(35) 判例の傾向については、Brodsky, Edward; Vicarious Liability for the Corporations Under RICO, N.Y.L.J., Apr. 14 (1993), Abrams, op.cit., pp. 252-256 及び Ginger の論文 (特に、481頁以下) を参照。

(36) 例えば、被用者の証券取引詐欺の事案について証券会社の責任を否定した Dakis v. Chapman, 574 F. Supp. 757 (N.D.Cal. 1983) がある。

(37) Gruber v. Prudential-Bache Secs., 679 F. Supp. 165, 181 (D.Conn. 1987) (証券会社被用者の取引詐欺に関して投資家が団体訴訟によって証券会社を訴えた事案)。

(38) Woods v. Piedmonte, 676 F. Supp. 143 (E.D.Mich. 1987) (証券会社の

にラケッティア活動に関与した「攻撃者 aggressor」であれば責任を負うが、ラケッティア活動とは知らずに手助けしたかあるいは単に道具として利用されパイプ (conduit) の役割を担ったにすぎないときには代位責任を負わないとする判例⁽³⁹⁾、企業自体が「エンタープライズ」として1962条 (a) あるいは (b) に該当する行為を行った場合にのみ責任が生じるとする判例⁽⁴⁰⁾、被用者の詐欺行為については州におけるコモンローに基づいてのみ代位責任が生じ連邦法である RICO 法上の責任は発生しないとする判例⁽⁴¹⁾が、それである。

以上のように、判例が企業に代位責任を課すことに慎重な態度を示す背後には、RICO 法自体に対する裁判官の反感、とりわけ合法企業に実損害の3倍額の賠償責任を課すことに対するためらいがあるといわれている。⁽⁴²⁾

被用者による取り込み詐欺の事案。会社の責任を肯定)。

(39) 例えば、K & S Partnership v. Continental Bank, N.A., 952 F.2d 971 (1991) (銀行に対して虚偽の業績報告によって損害を被ったとする投資信託者の訴え。銀行の教唆・幫助責任を否定)、Northern Trust Bank/O'Hare, N.A. v. Inryco, Inc., 615 F. Supp. 828, 835 (N.D.I 11. 1985) (受託銀行が倉庫の建築を建設業者に請け負わせたところ建設業者の Sener Project Manager が下請けからリベートを受け取っていたというもの。建設業者である会社の責任を否定) を参照。

(40) これは、1962条 (c) の論理解釈から導かれる。すなわち、企業そのものは (corporation itself), 「雇用される者 persons employed by」あるいは「提携する者 associated with」に該当しないから、同条の責任主体から論理的に除かれるというのである。例えば、Ashland Oil Inc. v. Arnett, 875 F.2d 1271 (7th Cir. 1989) (石油販売代金の支払不能について、買主である会社が虚偽の財務状況を売主に告げたというもの)、Hirsch v. Enright Refining Co., 751 F.2d 628, 633 (3d. Cir. 1984) (金の製造業者が詐欺によって損害を被ったとして加工業者である会社を訴えたもの) を参照。

(41) Qatar Nat' Navigation & Transportation Co. v. Citibank, 1992 U.S. Dist. Lexis 14784 (SDNY 1992) (重油の取引について買主に信用を与えた銀行が詐欺によって売主に損害を与えたというもの)。

4. 教唆・幫助

コモンロー上の教唆と幫助 (aiding & abetting) の責任要件は, (ア) 違法行為が行われたこと, (イ) 当該違法行為を教唆者あるいは幫助者が知っていたこと, (ウ) 教唆者・幫助者が違法行為の達成に実質的に助力した⁽⁴³⁾ことである。問題は, ラケッティア活動あるいは違法な債権の収集を教唆・幫助した者はエンタープライズとして RICO 法上の責任を負うことになるかである。この要件を企業自体の責任に当てはめた場合は, 特に (イ) の要件は「誰」を基準にするのかが問題となる。知・不知は企業幹部ということになるのだろうか, あるいは下位部門の被用者でもよく, それに対して企業が代位責任を負うと構成するのだろうか。この問題の解答は, 上記学説及び判例のどれに依拠するかにかかっている。判例は, 企業の教唆・幫助責任が問われた事案において, 責任を肯定することには慎重である。⁽⁴⁴⁾

B. 主要な判例

I. Sedima 事件⁽⁴⁵⁾

原告会社は被告会社から注文に応じて継続的に電子部品を供給する契約

(42) Ginger, op.cit., p. 493 の指摘するところ。

(43) Abrams, op.cit., p. 256-257.

(44) 教唆・幫助に基づく民事の訴えを排斥した Central Bank of Denver, N.A. v. First Interstate Bank of Denver, 511 U.S. 164 (1994) を参照。ただし, この判例の事案は, 1934年の有価証券法 (Securities Exchange Act) 10条 (b) 違反の事件であり, 直接 RICO 法に基づく訴えではない。この判決の射程をめぐっては争いがある。それについては, Brodsky, Edward; Is Defendant Liable for Aiding Civil RICO Violation?, N.Y.L.J., Oct. 14, 1998 at 3, col. 1 を参照。

(45) Sedima. S.P.R.L. v. Imrex Co., 105 S. Ct. 3275 (1985). この判決の紹介として, 牛丸興志夫「組織的暴力行為に対する民事三倍賠償訴訟の適用範囲」商事法務1185号34頁 (1989), 田村泰俊「組織・企業犯罪と政府・

を結んだ。ところが、被告会社が原告会社に出した請求書に代金が過大に記載されていたことが判明した。そこで、原告は、被告会社の詐欺が電話、FAX、郵便を利用して行われ、その結果、少なくとも17万5千ドルの損害を受けたとして、その3倍額の賠償と弁護士費用等の支払いを求めた。本判決の意義は、第1に、郵便詐欺および電信詐欺の有罪判決が確定していなくても RICO 法に基づく民事訴訟を提起できるとしたことである。そして、その訴訟では、立証は証拠の優越性 (preponderance of the evidence) で足りるとされている。第2に、犯罪組織と関係のない一般企業にも適用されるとしたことである。すなわち、RICO 法は、ギャングや組織犯罪者に対してだけでなく「尊敬され、かつ合法的な『企業』 respected and legitimate 'enterprises」が行う日常的な詐欺に対しても適用されるとされている。第3に、「パターン」としての二つ以上の行為は相互に関連すること、すなわち「継続性プラス関連性 continuity plus relationship」を要するとした点である。これは、二つ以上の行為が相互に関連しない孤立した行為でもよいとすると濫訴の弊害が起るため、制限を設ける意図がある⁽⁴⁶⁾とされている。

II. Reves 事件⁽⁴⁷⁾。

農業協同組合 (farming co-op) の監査報告書に虚偽があるとして、これ

私人提起の非刑事の訴訟とその利用——Civil RICO 訴訟の考察」法学新報 105巻1号25頁以下 (1998年) を参照。なお、田中誠一「RICO に注意」国際商事法務25巻2号132頁 (1997年) にも簡単な紹介がある。

(46) もっとも、刑事罰では必ずしもこの基準によっているわけではない。前出注(18)で引用した United States v. Turkette, 452 U.S. 576 (1981) は、「パターン」としての二つ以上の行為は相互に直接の関連することは要求されず、エンタープライズの利益の促進と何らかの形で関連することが要求されるとする。

を作成した会計事務所の責任が問われた事案。会計事務所が組合を通してラケッティア活動に関与したか否かが争点となった（1962条（c）が定める「事業活動への参加 participate in the conduct of the affairs」の有無）。原告は組合の出資者（demand note の保持者）であり，被告は年度毎に組合の決算報告を監査していた会計事務所である。会計事務所は，組合のガスオール会社への投資が回収不能になる疑いを持ちながら，そのことを1981年及び1982年度の監査報告書に記載しなかった。ガスオール会社への投資が回収不能になり，まもなく組合が倒産した。そこで，出資金の回収が不能となった出資者が会計事務所に対して RICO 法上の損害賠償を求めて訴求した（クラスアクション）。裁判所は，District Court より一貫して原告らの請求を棄却した。その理由は，会計事務所のようなアウトサイダーが責任を負うためには，倒産した組合自体（本来的当事者）の「活動もしくは経営に参加すること participate in the operation or management」が必要であり，本件の会計事務所は組合に対する関係ではこれに該当する行為をしているとは認め難いとする⁽⁴⁸⁾。

本判決が示すアウトサイダーの責任を判断する枠組みである「operation or management test」は，基準として曖昧さを免れない。その後の判例は，アウトサイダーが本来的当事者の決定（decision-making）に関与していること，あるいは本来的当事者の決定を主導（instruction）していることを要求する⁽⁴⁹⁾。

(47) *Reves v. Ernst & Young*, 507 U.S. 170 (1993).

(48) 判決は，アウトサイダーとして責任を負う者の範囲は，組織の幹部（upper rungs of organization）のみならず，下級の地位にある者（low-level positions）でも，上司の指示に従って経営に参加していれば，これに含まれるとする（*Id.* at 184）。なお，アウトサイダーの責任一般については，Markovits, W.B.; RICO Civil Liability for Lawyers and Other “Outsiders”, 45 Fed. Lawyer 35 (1998) を参照。

III. National Organization for Women ⁽⁵⁰⁾ 事件

妊娠中絶に反対する非営利組織（Pro-Life Action Network=PLAN）及びそのメンバーに対して、合法的に中絶を実施している医療機関が RICO 法に基づく損害賠償を求めた事案。原告は、被告らが病院の医師、従業員、患者に対して中絶をやめるよう繰り返し脅迫して営業を妨害したり、病院内の器物を損壊したことがラケッティア活動に当たると主張した。本件の主要な争点は、PLAN のようなそれ自体営利を目的としない団体の活動に対しても RICO 法が適用されるかである。RICO 法にいうエンタープライズの性格が問題となる。原判決は営利目的を要求し、PLAN には営利目的がないとして原告の請求を棄却したのに対し、連邦最高裁は、エンタープライズ及びラケッティア活動についての条文上の文言からも、また立法趣旨を示す資料からも、営利的な目的ないし動機は要求されていないとして、⁽⁵¹⁾ 原判決を破棄する。なお、中絶反対グループのような倫理上あるいは宗教上の信念に基づいて行動する団体に対しても RICO 法を適用することが憲法上保障されている表現の自由や団結の自由に違反しないかの問題がある。しかし、連邦最高裁はこの点の判断を留保している。

(49) 判例については、Daniel Luccaro et. all, Racketeer Influenced and Corrupt Organization, 38 Am. Crim. L. Rev. 1211 (2001) (特に、1236頁以下) に掲げられているものを参照。

(50) National Organization for Women v. Scheidler. 510 U.S. 249 (1994). この判例の紹介は、田村泰俊「Civil RICO 訴訟と政府私的法務総裁のスタンディング」法学新報105巻8・9号83頁以下(1999年)でなされている。

(51) これ以降の同種の判例として、Tompkins v. Cyr. 202 F.3d 770, 787 (5th Cir. 2000) がある(妊娠中絶反対グループが中絶を行っている医師と妻に対して嫌がらせや脅迫を行い、家族にも暴力を振った事案)。

(52)
IV. Plaza Hotel 事件

原告はホテルのオーナーであり、被告は原告が経営するホテルで働く従業員が組織する労働組合である。原告は、被告組合が賃上げを求めて暴力的なピケを張り、強請（ゆすり）行為を行い、ホテル及び顧客に損害を与えたとして RICO 法に基づく損害賠償請求訴訟を提起した。カリフォルニアの District Court は原告の請求を棄却した。原告は控訴したが、控訴も棄却された。その理由は、第 1 に、原告の主張する被告組合が郵便及び州際間電信を使ったという事実は証明されていない、第 2 に、原告は本件訴訟以前に被告組合に対してコモン・ローに基づいて暴力的ピケを理由とする損害賠償及び差止め訴訟を提起し、さらに続いて信用侵害を理由とする訴訟も提起しており、本件訴訟はそれら別訴の既判力に抵触する、ということであった。原告は連邦最高裁に上告したが、棄却された。

連邦最高裁は、原審の結論を支持する。その理由は、第 1 に、組合側は詐欺とされる行為によってホテル自身あるいはホテル客から何ら財産上の利益 (property) を得ていないこと、また、組合は、長引く労使紛争において争議行為としての戦略を単に実行したにすぎないとする。第 2 に、確かに組合側の行為はホテル経営者をいらだたせるものであるが、しかし、ホテルや顧客の財産を侵奪したわけではないし、そもそも RICO 法が郵便詐欺及び電信詐欺を規定した目的が財産上の利益が被害者から不法行為者に移転することに制裁を加えることであって、傷ついた感情を救うことにあるのではないから、本件では RICO 法上の損害 (injury) は生じていないとする。第 3 に、原告の主張はホテル側が起こした他の二つの訴訟と本質的に内容が共通しているので、既判力 (res judicata) の法理により RICO に基づく本件訴訟は判断が阻止されるとする。

(52) Monterey Plaza Hotel Ltd. v. Local 483 of the Hotel Employees and Rest. Employees Union, 215 F.3d 923 (9th Cir. 2000).

本判決は、労働組合の活動にも RICO 法の犯罪構成要件が充足されれば適用が認められることを前提としている。⁽⁵³⁾ アメリカの労働組合は、マフィア等の犯罪組織の浸透が著しく、団体交渉や争議行為に乗じて会社側にゆすり・たかりをかけ、ときには暴力行為に及び、それにより不当な利益を貪るケースが後を絶たない。⁽⁵⁴⁾ 本件事案は、そのようなケースに当てはまらない「まともな」組合の争議行為であった点が結論を左右している事案である。

む す び

1. RICO 法の適用領域は広範である。以上紹介した判例の事案以外に、⁽⁵⁵⁾ 保険会社、⁽⁵⁶⁾ ヘルスケア機構、⁽⁵⁷⁾ タバコ製造会社などが RICO 法上の責任を

(53) 組合活動 (corporate campaign) がラケッテイア行為に当たるとされて組合の責任が求められた先例として、Bayou Steel Corp. v. United Steel Workers of America, 1996 WL 76344 がある (ただし、下級審レベル (District Court) の判例)。この事件は、アメリカの労働争議としては、期間においても (1993年から3年間)、規模においても (42ヶ月間に及びストライキ)、また上部組織を巻き込んだ点においても、大規模なものであった。しかし、この争議も判決後に会社側と組合側との間で和解が成立しており、したがって判決の先例としての価値は乏しい。なお、この Bayou Steel 事件を背景から法的論点に至るまで詳細に論じた論文として、Northrup, Herbert/Steen, Charles H.; Union "Corporate Campaigns" as Blackmail: The RICO Battle at Bayou Steel, 22 Harv. J. of Law & Public Policy 771 (1999) がある。

(54) そもそも RICO 法が制定された主要な目的が労働組合に浸食した犯罪組織との戦いにあったとされている。この点については、Daniel Luccaro et. all, 前出注(49)に掲げた論文1273頁以下の Labor Prosecutions の項目を参照。

(55) 例えば、医療保険における被保険者の団体と保険会社との間で医療費の負担割合をめぐる争われた Humana, Inc. v. Forsyth, 119 S.Ct. 710 (1999) を参照。判決は、州法 (McCarrn-Ferguson Act) と連邦法である

問われるケースも目立つ。まさに「マフィアから乳牛まで from the Mafia to Milking Cows」⁽⁵⁸⁾といわれるように、RICO 法は、組織犯罪から労働争議、ビジネス犯罪に至るまで広範な領域をカバーする。本来の立法目的の一つである「組織犯罪の合法企業への浸透を阻止する」ことは後退し、組織犯罪と関係のない通常のビジネス犯罪に対して適用される事例が増えてきている。とくに民事の RICO 訴訟は、原告適格を私人にも広く認めているので、私人にビジネス犯罪を摘発する「私的検察官」の役割を担わせている⁽⁵⁹⁾ともいわれている。

RICO 法との関係につき、州法は RICO 法の適用を排除しないとして、保険会社に対する RICO 法に基づく訴えを認めている。なお、この判決の評釈として、Mueller, Michael. J.; Humana, Inc. v. Forsyth: The Insurance Business Is Now Subject to RICO- Is This the End of the McCarrn-Ferguson Defence for Insurers?, 29 RICO L. Rep. 204 (1999) がある。

(56) 例えば、健康管理機構 (Health Maintenance Organization = HMO) に加入する被保険者が虚偽の宣伝と入会を勧められたことが RICO 法に違反するとして HMO を訴えた *Maio v. Aetna, Inc.*, 221 F.3d 472 (3d Cir. 2000) (ただし、損害の立証が不十分として原告らの請求棄却) がある。類似の事案として、*Simon v. Value Behavioral Health Inc.*, 208 F.3d 1073, 1080 (9th Cir. 2000) 参照。

(57) 喫煙に関連する疾病をもち、治療費等を支払うことができない患者に対して医療行為を行った健康保険基金、医療機関、外国政府が、たばこ製造企業を相手に RICO 法に基づく求償訴訟を起こす事例が多発している。その多くは因果関係がないとして請求は棄却されている (例えば、*Allegheny General Hospital v. Philip Morris, Inc.*, 228 F.3d 429 (3d Cir. 2000) 参照。これについては、Daniel et al, 前出注(49)論文1271頁以下の Tobacco Litigation の項及びそこに引用されている諸判例を参照。

(58) Sawkar, A. Laxmidas, From the Mafia to Milking Cows: State RICO Act Expansion, 41 Ariz. L. R. 1133. なお、この論文は、各州の RICO 法 (little RICO) に関する判例も紹介している。

(59) リンダ B. ラクディーア・前出注(6)NBL 545号10頁。特に、会社内部の不正行為は外部からわかりにくいので、内部告発に頼らざるを得ない。

民事上の RICO 訴訟の爆発を抑えるために、これまで RICO 法の改正がしばしば企画されたが、多くは挫折している。他方、裁判所は、RICO 法の民事責任規定の解釈において、被告に有利なように責任要件を厳しく絞り込む努力を行ってきた⁽⁶⁰⁾。このようなアメリカの動向からすれば、民事の RICO 法がわが国に立法論として直輸入することについては大いに議論の余地があろう。ただ、現状では、米国で活躍する日本企業が RICO 法上の民事責任を追及される可能性は十分あり、そのことは「他山の石」として無関心ではいられない⁽⁶¹⁾。

2. わが国では、近時、組織犯罪グループに対する損害賠償請求訴訟が増加しつつある。暴力団の不法行為に対する組長責任追及訴訟⁽⁶²⁾、ヤミ金融

会社ないし上司の不正行為を告発する被用者の行為はまさに私的検察官の役割を担う。内部告発に対して RICO 法上の責任が問われるのは、内部告発を行った者に対する会社の不利益的取り扱いである。これには幾つか注目すべき判例がある（判例は、Green, Ronald M./Reibstein, Richard J.; Employer's Guide to Workplace Torts, pp. 187-192 (1992) に掲げられているもののほか、前出注(14)で紹介した Nodine v. Textron, Inc. 819 F.2d 347 (1st Cir. 1987) を参照）。

(60) RICO の改正案はしばしば提起されているが、その実現は困難となっている。1990年の改正案については、佐伯・前出注(6)商事法務1222号32頁がある（なお、清水隆雄「組織犯罪取締法（RICO 法）改正問題」ジュリ897号68頁参照）。一方、解釈の方法として、刑事 RICO では罪刑法定主義を無視した「自由」な解釈が行われ、逆に民事 RICO では厳格な解釈が行われていることを指摘するものとして、門田成人「デビッド・クァツワイル『刑事 RICO 法と民事 RICO 法——伝統的な制定法解釈原則と自由解釈条項』の紹介」島大法学41巻2号123頁（1997年）がある。

(61) 刑事事件ではあるが、日本企業が責任を問われたものとして、United States v. Marubeni America Corp., 611 F.2d 763 (9th Cir. 1980) がある。現地法人「丸紅アメリカ」と日本企業「日立ケーブル」が賄賂を使って競争入札の情報を入手して三つの供給契約を成立させ、それから8.8百万ドルを超える利益を得たというもの（有罪が確定し収益没収）。

(62) 暴力団組員の不法行為に関する訴訟の動向については、田上富信「違

や「振り込め詐欺」グループのメンバーに対する損害賠償請求訴訟⁽⁶³⁾などがそれである。責任追及の法律構成は、特別法が存在しない現状では、民法⁽⁶⁴⁾の不法行為責任規定に依拠せざるを得ない。しかし、民法上の責任追及では限界がある。すなわち、共同不法行為責任構成では組織トップの責任を基礎づける事実の立証困難性が横たわっており、他方、使用者責任構成では使用関係や事業執行の範囲の認定が難しいといった問題がある。立法論としては、没収及び追徴金の被害者への配分⁽⁶⁵⁾のほか、Civil RICO 法が抱

法な事業活動と使用者責任」判例時報1649-1655号（判例評論477-479号）（1998-9年）を参照。また、抗争事件について最高裁の判決が出されており（平成16年11月12日民集58巻8号2078頁）、これについては、瀬川信久「組長責任訴訟における事業執行性の判断」判タ1187号108頁（2005年）及びそこに掲げられている諸文献を参照。

(63) ヤミ金融グループに対する訴訟は、山口組系旧五菱会のトップを相手取った損害賠償請求が東京地裁に係属しているほか、大阪府八尾市でヤミ金融グループの取り立てを苦に夫婦ら3人が心中した事件に対する訴訟提起も報じられている。朝日新聞2006年3月25日付け夕刊等を参照。

(64) もっとも、2004（平16）年に暴対法の改正が行われ、指定暴力団の抗争による損害については、暴力団を代表する者等に無過失責任が課せられることになった（15条の2）。この改正の経緯及び評価については、堀誠司「指定暴力団の代表者等に係る無過失損害賠償責任制度について」法律のひろば57巻5号11頁（2004年）、前田雅英「改正暴対法とその複合効果」ジュリスト1272号3頁（2004年）、浅田敏一「改正暴対法に定める使用者責任の法理と問題点」危機管理研究会編『危機管理の法理と実務』96頁（きんざい、2005年）を参照。

(65) 改正前処罰法13条2項は、組織犯罪によって被害を受けた者から得た財産又は当該財産の保有若しくは処分に基づき得た財産（いわゆる犯罪被害財産）を没収することはできないとし、16条1項但書は同様に追徴することもできないと定めていた。この立法趣旨は、国家による没収・追徴を控えて、犯罪被害者の原状回復を優先させることにあるとされている。しかしながら、これは暴力団やヤミ金融組織に対しては被害者を保護する機能を実際上果たさない。というのは、相手が暴力団である場合は被害者が原状回復しようにも報復等のおそれがあり権利行使は困難であり、また、

える問題点をうまくクリアした民事責任規定を組織犯罪処罰法（以下、単に「処罰法」と略称する）に新たに設けることも検討されてよい。その際には、RICO法との比較で、次の点が検討課題となろう。

第1は、犯罪行為の「反復」の意義である（処罰法2条1項）。処罰法は刑法に定める11個の犯罪を列挙し、その罪に当たる行為を団体の活動として組織的に実行されたときに刑を加重する立場をとっている（3条1項）。これはRICO法と同様、行為規制であることは疑いない。「反復」はパターンとして2回以上の犯罪行為が要求されることになろうが、行為相互間の間隔及び関連性はどうなるのか、また、それに付随して民事時効をどうするのかの問題が絡んでくる。

第2は、「団体」の範囲である。処罰法2条1項が規定する団体の定義には限定がない。従って、非合法的組織のみならず、それじたい合法的な

ヤミ金融組織が相手である場合は被害者が犯人を特定する調査手段や能力を持たないから民事訴訟を起こそうにもできないのが通常であるからである。

そこで、このような被害者の原状回復が困難な事案では、国家による没収・追徴を認めて、それを被害者に分配する方策が望まれる。もっとも、この点は近時立法的に解決された。すなわち、第164回の国会において（2006年6月13日）、処罰法の改正と新たな立法である「犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律」（以下、支給法と略称）の制定された。それによると、第1に、被害者の損害賠償請求などの権利行使が困難である場合を類型化し、これに該当すると認められる場合には国家（裁判所）による犯罪被害財産の没収・追徴を許すことにし（処罰法13条3項及び16条2項の新設）、第2に、没収・追徴された財産は、被害者の申請に基づき検察官の裁定によって給付金として支給されることになった（特に、支給法14条参照）。処罰法の改正及び支給法の概要については、飯島泰『『組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律』及び『犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律』の概要等』ジュリスト1319号82頁以下（2006年）を参照。

組織体を含むようにも読める。そうであれば、団体が丸ごと犯罪組織である場合は問題はないであろうが、組織の一部構成員が処罰法が列挙する犯罪行為を行った場合、それについて合法的な組織体は責任を負うのだろうか。負うとすればどのような要件が要求されるか。組織体は無過失の代位責任を負うのか、あるいは組織体の幹部が知っているなど組織体自体に何らかの帰責性を要するのか、アメリカでの議論が参考になろう。

第3は、被害法益である。業務もしくは財産に限定されるのか、それとも人身損害の賠償まで含むのか。人身損害を含まないとすれば、その賠償請求は民法等の一般規定に委ねられることになるが、それで被害者の保護は十分なのかの問題がある。

第4は、教唆・幫助及び共謀である。教唆・幫助は主として会計士・弁護士・銀行などコンサルタントとして関与した者の責任が問題となる。アウトサイダーの責任は制限しないと賠償請求のねらい打ちにされ、職務執行に支障を来すことになる。それでは、責任制限の基準はどうするか、それについては、アメリカの判例理論が参考となる。共謀については立法論として議論があり、犯罪の実行に至らない段階で処罰するとなると人権侵害のおそれが生じる。損害賠償請求は損害の発生が要求されるから犯罪が実行されて初めて可能ということになるだろうが、刑事罰については慎重な立法的配慮が要求されよう。

第5は、3倍額賠償である。これは、わが国の損害賠償制度に制裁や懲罰の要素を取り入れるべきかの議論に繋がり、一筋縄ではいかない難問である。無難に実損害額に限定するとすれば、とくに少額損害の賠償については、選定当事者制度で十分か、クラスアクション制度の本格的導入の必要性はないか等が検討されるべきであろう。

Organized Crime and Civil Liability in the U.S.A —Ideology and Reality of Civil RICO

論

Tominobu TANOUE

説

1. This paper is concerned with civil liability for organized crime, especially the comparative analysis of compensation systems in the U.S.A and Japan.

Recently organized crime has increased in other countries as well as in Japan. There are many racketeering activities which are engaged in for enterprise, for example, murder, gambling, arson, robbery, bribery and extortion, unlawful debt, dealing in narcotics or other dangerous drugs. In Japanese traditional criminal cases, executive criminals are punished, but managing staffs, who are in the background of enterprises, often escape punishment because plaintiffs fail in the proof of aiding and abetting. In civil liability cases, usually executive criminals are lacking in resources for compensation, on the other hand, managing staffs tend to escape liability for the same reasons as in the criminal cases.

2. 1970, U.S. President Nixon signed the Organized Crime Control Act including the “Racketeer Influenced and Corrupt Organizations” (RICO). These federal laws are aimed at providing tools to “launch a total war against organized crime”. RICO authorizes government staff to move against defendants in criminal prosecutions, civil proceeding, or both. It also authorizes private persons to sue and recover treble damages and costs including reasonable attorney fees (this system called Civil RICO). In those days, the media focused on RICO’s criminal remedy, but paid RICO’s private remedy little immediate notice. Nowadays, RICO’s private litigations have exploded, and it arouses many legal debates among lawyers and scholars.

3. Japan indeed has the Organized Crime Control Act of 1999, but it provides nothing to allow private person to sue and recover damages. So some Japanese lawyers insist on bringing in a private remedy system like the Civil

RICO. However, in the U.S.A, Civil RICO has so many problems; especially for respected and legitimate 'enterprises' who find difficult to bear heavy treble damages when some subordinates have engaged in racketeering activities. This is the most important crux for the introducing of Civil RICO into Japan.